

山口県地域農業戦略推進協議会事務処理規程

	平成16年	4月13日	制定
改正	平成19年	4月12日	
改正	平成21年	4月15日	
改正	平成22年	4月23日	
改正	平成22年	12月10日	
改正	平成23年	4月18日	
改正	平成23年	7月14日	
改正	平成23年	12月20日	
改正	平成25年	4月24日	
改正	平成26年	3月5日	
改正	平成26年	4月25日	
改正	平成27年	1月30日	
改正	平成27年	4月23日	
改正	平成28年	4月26日	
改正	平成29年	4月24日	
改正	平成29年	10月25日	
改正	平成29年	12月20日	
改正	平成30年	4月26日	
改正	令和2年	2月22日	
改正	令和2年	4月24日	
改正	令和2年	7月13日	
改正	令和3年	1月25日	
改正	令和3年	4月23日	
改正	令和3年	8月6日	
改正	令和4年	4月22日	
改正	令和4年	8月19日	
改正	令和4年	9月16日	
改正	令和4年	12月23日	
改正	令和5年	4月27日	
改正	令和5年	7月21日	
改正	令和6年	4月25日	

(目的)

第1条 この規程は、山口県地域農業戦略推進協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ、関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、事務局長が総括する。また、前条の目的を達成するた

め、次の各号に掲げる事務を分担して行う。

- (1) 山口県水田収益力強化ビジョンの実践・進行管理に係る事務
- (2) 地域水田収益力強化ビジョンの実現支援に係る事務
- (3) 経営所得安定対策等に係る事務
- (4) 米の生産の目安に係る事務
- (5) 中核経営体育成支援事業に係る事務
- (6) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務に係る事務
- (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策に係る事務
- (8) グリーンで安心・安全な農業推進事業に係る事務
- (9) 集落営農法人連合体形成加速化事業に係る事務
- (10) 新規就業者等産地拡大促進事業に係る事務
- (11) 畑作物産地形成促進事業に係る事務
- (12) コメ新市場開拓等促進事業に係る事務
- (13) 肥料価格高騰対策事業に係る事務
- (14) 肥料価格高騰長期化対策応援事業に係る事務
- (15) その他、県協議会の目的を達成するために必要な事務

(雑則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、山口県地域農業戦略推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月13日から施行する。

附 則（平成19年4月12日一部改正）

この規程の変更は、平成19年4月12日から施行する。

附 則

平成21年産の取組みに係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策、水田等有効活用促進指導費交付金及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月15日一部改正）

この規程の変更は、平成21年4月15日から施行する。

附 則（平成22年4月23日一部改正）

この規程の変更は、平成22年4月23日から施行する。

附 則（平成22年12月10日一部改正）

この規程の変更は、平成22年12月10日から施行する。

附 則（平成23年4月18日一部改正）

この規程の変更は、平成23年4月18日から施行する。

附 則（平成23年7月14日一部改正）

この規程の変更は、平成23年7月14日から施行する。

附 則（平成23年12月20日一部改正）

この規程の変更は、平成23年12月20日から施行する。

附 則（平成25年4月24日一部改正）

この規程の変更は、平成25年4月24日から施行する。

附 則（平成26年3月5日一部改正）
この規程の変更は、平成26年3月5日から施行する。

附 則（平成26年4月25日一部改正）
この規程の変更は、平成26年4月25日から施行する。

附 則（平成27年1月30日一部改正）
この規程の変更は、平成27年1月30日から施行する。

附 則（平成27年4月23日一部改正）
この規程の変更は、平成27年4月23日から施行する。

附 則（平成28年4月26日一部改正）
この規程の変更は、平成28年4月26日から施行する。

附 則（平成29年4月24日一部改正）
この規程の変更は、平成29年4月24日から施行する。

附 則（平成29年10月25日一部改正）
この規程の変更は、平成29年10月25日から施行する。

附 則（平成29年12月20日一部改正）
この規程の変更は、平成29年12月20日から施行する。

附 則（平成30年4月26日一部改正）
この規程の変更は、平成30年4月26日から施行する。

附 則（令和2年2月22日一部改正）
この規程の変更は、令和2年2月22日から施行する。

附 則（令和2年4月24日一部改正）
この規程の変更は、令和2年4月24日から施行する。

附 則（令和2年7月13日一部改正）
この規程の変更は、令和2年7月13日から施行する。

附 則（令和3年1月25日一部改正）
この規程の変更は、令和3年1月25日から施行する。

附 則（令和3年4月23日一部改正）
この規程の変更は、令和3年4月23日から施行する。

附 則（令和3年8月6日一部改正）
この規程の変更は、令和3年8月6日から施行する。

附 則（令和4年4月22日一部改正）
この規程の変更は、令和4年4月22日から施行する。

附 則（令和4年8月19日一部改正）
この規程の変更は、令和4年8月19日から施行する。

附 則（令和4年9月16日一部改正）
この規程の変更は、令和4年9月16日から施行する。

附 則（令和4年12月23日一部改正）
この規程の変更は、令和4年12月23日から施行する。

附 則（令和5年4月27日一部改正）
この規程の変更は、令和5年4月27日から施行する。

附 則（令和5年7月21日一部改正）
この規程の変更は、令和5年7月21日から施行する。

附 則（令和6年4月25日一部改正）
この規程の変更は、令和6年4月25日から施行する。